

平成25年11月24日
J R 北海道釧路支社

車両の検査期限を超えた車両の運行について

1. 概 況

釧路運輸車両所（釧路市喜多町2番16号）所属の車両において、当社で定めた車両の検査周期を超過し運行していたことが判明しました。

11月22日 釧路 21時35分発 摩周行きとなる別の車両が鹿と衝突したため車両点検が必要となり運用変更を行い、当該車両（キハ54-526号）を、急遽、運用することとなりました。当該車両は11月24日6時06分で仕業検査期限を超える車両であり、本来はその前に、仕業検査を施行する必要がありましたが、結果として仕業検査を行わないまま、11月24日 釧路6時31分発 厚岸行き普通列車として運行し、折り返し 厚岸8時14分発 釧路行き普通列車を運転させました。

2. 車両及び車両番号

54系気動車 （キハ54-526号）

3. 検査期限を超えて運行した区間及び時間

(1) 超過区間 根室線 釧路～厚岸駅間 一往復93.2km

(2) 超過時間：3時間08分

4. 原 因

現場の車両運用担当者が、車両運用が変更となった際、仕業検査の期限を確認しなかったため。（詳細調査中）

5. 付 記

(1) 仕業検査とは、車両の使用状態に応じ、水・油・制輪子等消耗品の補充取替ならびに台車、エンジン、ブレーキ装置の状態及び作用について外部から行なう検査で、144時間以内の周期で施行することとしています。

(2) 当該車両の仕業検査は、11月17日（日）釧路運輸車両所において施行し、11月18日（月）6時06分から運行を開始していました。